

令和 3 年 5 月

第 3 回（臨時会）

香芝市議会議案

香 芝 市

目 次

再議第 1 号	発議第 4 号に関する議決の再議について----- ----- 1 頁
---------	--

再議第1号

発議第4号に関する議決の再議について

令和3年4月第2回香芝市議会臨時会において、令和3年4月26日に議決された発議第4号「香芝市議会基本条例を制定することについて」は、次の理由のとおり異議があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第176条第1項の規定により、再議に付する。

令和3年5月6日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

理由

香芝市議会基本条例（以下「本件条例」という。）には、日本国憲法（以下「憲法」という。）違反又は地方自治法（以下「法」という。）違反の規定がある。

1 本件条例第6条第1項について

同項には「議会は、・・・市長等の事務の執行の監視及び評価又は修正を行い、・・・」とあるが、議会が市長等の事務の執行の「修正」を行うことは、普通地方公共団体の「事務を管理し及びこれを執行する」権限がその普通地方公共団体の長である市長にあることを定めた法第148条の規定に違反する。

憲法第92条及び第93条の規定において、地方自治（市政）は、議決機関である「議会（市議会）」と議会の議決に基づく事務の執行機関である「執行機関（市長）」の協調だけでなく、抑制と均衡もその本旨とする

のであり、双方固有の権限を相互に冒したり、干渉することは許されず、市議会が市長の事務の執行を修正することはできない。

2 本件条例第9条第3項について

同項には、「議会は、市長等の行為規範について、監視を行わなければならない。」とあるが、ここでの「行為規範」の意味が不明で、このような文言では、「行為規範」の中に政治信条や政治哲学、常識、道徳観等あらゆる内心の行動規範が網羅されるおそれがあるので、それを監視することは市長等の政治信条に萎縮効果をもたらし侵害することになり、不明確ゆえの無効の原則により、憲法第19条の規定に違反する。また、それが「事務の執行」等の公務活動を離れた私生活にわたる監視であるなら、プライバシーの侵害にもなり、憲法第13条の規定に違反する。

因みに、市長等の政治信条や哲学、道徳観や常識等の監視は、仮に可能であるとしても、選挙を通じて有権者のみがなしうることであり、議会にその権限はない。

3 本件条例第16条について

議会が開会中であれば、議員は、会議や委員会を通じて市長等に質問できるし、閉会中でも法第109条第8項の規定により、委員会は、議会の議決により付議された特定の事件について審査できるので、同条の趣旨は、閉会中で、なおかつ、委員会に付議されなかった事項の質問について定めるものと思われる。

まず、議員活動には、議会の構成員として活動する場面（議会活動）と私的な政務調査などの活動（政務活動）の2種類に大別されるが、私的な政務調査としての「質問」であれば、一般市民と同様の扱いとなるにもかかわらず、一般市民に認められない市長等に対する質問権を議員だけに認めることは、「議員」という特殊な地位を考慮しても憲法第14条の規定の平等原則に反するおそれがある。

次に、それが議会活動としての質問であれば、会期とその不継続の原則を定めた法第102条第7項及び法第119条の規定に違反する。すなわち、法第102条第7項の規定は、会期を定めて議会活動を行うとしており、また、法第119条の規定は、「会期中に議決に至らなかった事件は、後会に継続しない。」とあって、委員会に特別に付議された案件を除いて、会期が終了すると同時に議会活動も終了するとしている。

そうすると、議会の構成員としての議員は、閉会中で、なおかつ、委員会に付議されなかった事項については、法第98条又は法第100条の規

定で議会から付託された検査や調査等を除いて、およそ議会活動を行うことができず、その一環としての市長等への質問は、閉会中でも市長を議会に拘束する事態を招き、法第102条第7項及び法第119条の規定で定めた会期制度の趣旨に反する。

4 予算を伴うことが想定される本件条例の規定について

本件条例第13条第4項、第18条第3項及び第31条第2項の規定は、それぞれ該当従事者に対しての手当及び旅費等の支払負担に関するものであり、必然的に予算を伴うことから、法第222条第1項の規定により、本来、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は議会に提出することが許されない性質の案件である。

しかるに、本件条例案は、そのような予算上の措置が講ぜられる見込みのないまま、しかも、事前の告示なしに本件臨時会に提出され決議されており、その議決には同条違反といえないまでも、その趣旨に反するおそれがある。

すなわち、同条は、普通地方公共団体の長（市長）を拘束する規定であるから、議員の提出案件である本件条例に直接適用されるものではないが、予算措置の見込みの立たない議案の提出制限という意味では仮に議員提出の案件であっても同条の趣旨は尊重して運営されるべきであり、予め執行機関である市長と協議して財源の見通しを得るべきであった。

しかしながら、本件条例案はそれをしないまま提出されており、その議決には同条の趣旨に反するおそれがある。